

平成29年第1回弘前市教育委員会会議録

日時 平成29年1月25日（水）

午後2時30分

場所 岩木庁舎2階多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議

議案第1号 弘前市教育振興基金条例の一部を改正する条例案

議案第2号 弘前市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則案

議案第3号 平成28年度教育費補正予算案に対する意見申出について

- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 澤田 美彦 委員、
4番 佐々木 健 委員、5番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 忠久、理事兼学校教育推進監 櫛引 健、教育政策課長 鳴海 誠、
学校づくり推進課長 宇庭 芳宏、学務健康課長 後藤 千登世、学校指導課長 奈良岡 淳、
教育センター所長 石川 みどり、生涯学習課長 戸沢 春次、弘前図書館長兼郷土文学館長 伊藤 文彦、
博物館長 佐々木 健一、文化財課長 三上 敏彦

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課主幹兼総務係長 福士 智広、教育政策課総務係主事 齊藤 裕子

午後2時30分 開会

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、平成29年第1回弘前市教育委員会会議を開会いたします。

会議録署名者に3番澤田美彦委員と4番佐々木健委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、議案が3件となっておりますが、議案第3号は平成28年度補正予算案の策定過程における案件であることから、議案第3号の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、議案第3号は非公開で審議することといたします。なお、非公開とした議案及び関係資料は、会議終了後に回収しますので、お持ち帰りしないようお願いいたします。

・議案第1号について

○委員長(九戸眞樹委員) それでは、議案第1号弘前市教育振興基金条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育政策課長(鳴海 誠) 議案第1号弘前市教育振興基金条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。提案理由は、弘前市高杉小学校基金の分収造林の返地に伴い、関係規定を整理するなど、所要の改正をしようとするものであります。

弘前市教育振興基金は、現在、山林の売払代金や教育に係る寄附金等の現金及びその運用により取得した有価証券の弘前市教育基金と、国との分収造林設定契約の締結による山林の弘前市高杉小学校基金の二つの基金で構成されております。

昨年8月、弘前市高杉小学校基金に係る分収造林全ての立木の売払い完了に伴い、山林を国に返地いたしました。これにより、弘前市教育振興基金に属する財産が、現金及びその運用により取得した有価証券のみとなったことから、山林に係る規定を削除するとともに、弘前市教育基金と弘前市高杉小学校基金を統合し、弘前市教育振興基金として関係規定を整理するものであります。(以下、新旧対照表により説明。)

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの説明に対しましてご質疑等ございませんか。

○2番(前田幸子委員) この百沢の山林の所在地ですが、どの辺りになりますか。

○教育政策課長(鳴海 誠) 所在は、百沢字東岩木山1番地1となっておりますが、国有林39林班れ小班ということで、弥生地区の集落から山頂を見てその延長線上にある山林の一部となります。

○2番(前田幸子委員) この他の学校の基金みたいなものはありますか。

○教育政策課長(鳴海 誠) 分収造林という形ではこれが最後となっておりますので、

教育委員会が所管する分収造林は無くなります。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第1号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第1号は可決されました。

・議案第2号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第2号弘前市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長（戸沢春次） 議案第2号弘前市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則案についてご説明いたします。提案理由といたしましては、平成28年8月29日に公布されました「弘前市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」によって、本年4月1日から大清水三丁目2番地の通学区域が変更されることに伴い、弘前市立堀越公民館に係る対象区域の一部を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

公民館の「対象区域」につきましては、参考資料に記載されております「公民館の設置及び運営に関する基準」第2条により、公民館活動の効果を高めるため、人口密度その他の諸条件を勘案して定めることとされております。これに基づき、弘前市立公民館の対象区域につきましては、本規則第2条により、弘前市立中央公民館岩木館、弘前市立中央公民館相馬館及び各地区公民館において、中学校区と一致もしくは複数の小学校区と一致させているものであり、それらの対象区域を除く区域を弘前市立中央公民館の対象区域としております。また、従前より小・中学校の通学区域の変更があった場合には、そのつど変更された通学区域につきまして、公民館の対象区域と突合し、変更が必要な場合につきまして、規則改正して変更を行ってきております。

4月から改正されることとなる6か所の通学区域と弘前市立公民館管理運営規則に規定されている公民館の対象区域とを照合し確認したところ、堀越公民館の対象区域の一部を変更する必要性が生じたことから、規則改正を提案したものでございます。

それでは配付資料の新旧対照表をご覧ください。規則第2条第2号地区公民館の堀越公民館の対象区域のうち、大清水三丁目につきまして、一部でなくすべてを堀越公民館の対象区域に変更するということでもあります。

続いて参考資料をご覧ください。地図に記載された緑色の三角形の部分になります。大清水三丁目の中でこの2番地だけが、これまで第三大成小学校の通学区域、つまり中央公民館の対象区域でありました。今回の通学区域の変更で大清水三丁目すべて堀越小学校の通学区域となることから、当該区域を堀越公民館の対象区域とするものであります。資料の裏には、参考として市全体の小・中学校区と地区公民館の関係を示した表を掲載しております。

改正規則案の資料に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。改正後の規則の施行期日につきましては、弘前市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正の施行に合わせ、平成29年4月1日から施行するものであります。以上であります。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） 地域の方は何か話をされていますか。

○生涯学習課長（戸沢春次） 直接地域の方との話はしていませんが、地区の町会長とは学区改正の際話をしております。地域の方々には既に堀越公民館から事業のチラシなどが配られており、実質堀越公民館の対象地域になってしまっているというような地域です。地域に住まわれているの方々には十分認知されていると考えております。

○3番（澤田美彦委員） 何人くらい住んでいるのですか。

○生涯学習課長（戸沢春次） 6世帯と聞いております。人数までは把握しておりません。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第2号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第2号は可決されました。

・議案第3号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第3号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり、審議は非公開といたしますので、弘前市教育委員会会議傍聴規則第6条の規定により関係者以外の方は退席をお願いいたします。

（関係者以外退席）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第3号平成28年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

○委員長（九戸眞樹委員） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成29年第1回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後3時7分開会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課主幹兼総務係長 福士 智広

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 澤 田 美 彦

署名者 佐 々 木 健